

# 令和7年度第4回丹波篠山市農地の貸し借り等に関する検討会次第

日時：令和8年3月24日（火）10:00～

場所：丹波篠山市立四季の森生涯学習センター東館大会議室

## 1. 開会

- ・事務局

## 2. あいさつ

- ・会長

## 3. 会議の公開について

- ・異議なし

## 4. 議事

「農地の貸し借りに関する基準についての意見交換」

- ・事務局説明

## 5. その他

## 6. 閉会

- ・副会長

丹波篠山市農地の貸し借り等に関する検討会 委員名簿

|    | 所 属                      | 氏 名     | 備 考 |
|----|--------------------------|---------|-----|
| 1  | 農業委員<br>地域農業再生協議会        | 西 田 博   |     |
| 2  | 農地利用最適化推進委員              | 笠 井 健 生 |     |
| 3  | 農地利用最適化推進委員<br>地域農業再生協議会 | 若 狹 幹 雄 |     |
| 4  | 認定農業者連絡協議会               | 石 田 浩 一 |     |
| 5  | 認定農業者連絡協議会               | 高仙坊 博 之 |     |
| 6  | 農業委員                     | 酒 井 正 博 |     |
| 7  | 農業委員                     | 野 村 昇 次 |     |
| 8  | 農業委員                     | 森 本 惠太郎 |     |
| 9  | 丹波篠山市場<br>農地利用最適化推進委員    | 稲 川 茂 樹 |     |
| 10 | 農業生産組合協議会                | 利 根 茂 樹 |     |
| 11 | 公募                       | 平 尾 仁   |     |
| 12 | 公募                       | 小 林 幸 雄 |     |
| 13 | 公募                       | 坂 本 誠   |     |
| 14 | 公益社団法人ひょうご農林機構           | 山 口 靖   |     |
| 15 | 丹波ささやま農業協同組合             | 上 山 裕 之 |     |
| 16 | 丹波篠山市                    | 平 野 齊   |     |
| 17 | 丹波篠山市                    | 森 本 秀 樹 |     |

丹波篠山市農地の貸し借り等に関する検討会 事務局名簿

|  | 所属・役職         | 氏 名     | 備 考 |
|--|---------------|---------|-----|
|  | 農業委員会事務局 参事   | 辻 義 之   |     |
|  | 農業委員会事務局 局長   | 藤 井 正 作 |     |
|  | 農都創造部 部長      | 岸 野 良 広 |     |
|  | 農都創造部農都政策課 課長 | 竹 見 政 徳 |     |
|  | 農都創造部農都政策課 係長 | 石 原 卓 人 |     |
|  | 農都創造部農都政策課 主事 | 谷 垣 里 咲 |     |

オブザーバー

|  | 所属・役職             | 氏 名     | 備 考 |
|--|-------------------|---------|-----|
|  | 丹波農林振興事務所農政振興課 課長 | 柳 澤 吉 彦 |     |

## 【会議要旨】

### 4. 議事 「農地の貸し借りに関する基準についての意見交換」

A委員：資料4の賃借料情報集計の中で、八上地区の一部集落で賃借料の最高値が38,400円とある。これは集落外の不在地主がされている契約で集落内の人に関与していることではなく借り手についても集落は知らない。このような契約を平均化されても困る。この資料の作成の経緯を知りたい。

事務局：資料4の賃借料情報集計は令和6年1月から12月の契約状況の集計調査であり、市内のすべての土地を集計する処理のため地権者の個別住所までは反映できていない。市内外の地権者の区別も困難であるため、高い賃借料も含めて反映するしかない状態である。

A委員：集落に属しない方の数字が平均化され、その数字だけが一人歩きするのは困る。集計処理上できない場合は、数字の内容を説明する注意書きが必要ではないか。

事務局：資料提供する場合は突出した賃借料で契約されている場合があるという説明も含めて提供していくように検討する。

B委員：貸し手と借り手の合意に至るまでの経緯や、やりとりの事例はないか。やり取りのパターンがあるとわかりやすいと思う。

事務局：賃料や畦畔の管理、水路管理などについてどのような話をして貸し借りの合意に至ったかということか。資料3では個々の貸し借りの状況を集計し小学校区ごとに市内の状況を整理している。

B委員：一般の方は資料3だけではわからない部分もあると思う。模範になるようなものを示してもらおうのほうがいいと思う。

副会長：資料5も参考になると思う。

事務局：地域の実情について14の事例をお示ししている。今後も定期的に情報収集しながら事例数は増やしていきたいと考えている。

C委員：資料5「農地貸し借りの負担区分に関する事例」はいい資料だと思う。私も項目ごとに集計してみたが、賃借料0円ならそれに対する考え方が出てきている。水路、草刈りの管理負担に関しての考え方もわかる。今後、認識しながら貸し借りをすべきだろう。

D委員：B委員から資料5を基に3つ4つ事例をと意見があったので少し紹介したい。事例14は、“地代は払うもの”という考えから5,000円払われている。対して事例12は、地代ではなく“草刈り等の管理料”という意味で5,000円を地域に払われている。事例3は、米価が下落しコスト割れを受けて0円にされた。“経営コスト”を反映された考え方である。事例7は、営農組合で、地権者はやむを得ず組合に預けており、それに対し草刈りなどの管理料として地権者から反当り6,600円を“徴収”されている。事例11は“機構集積協力金”や“多面的機能支払交付金”を活用して、草刈りの際の費用を半分捻出している。半分は借り手も負担している。

まずは地区内で使用貸借が多いのか、賃料が多いのかの状況を把握してもらうこと。資料4は筆数で集計されているが、その集落で大規模農家等がどれだけ耕作しているかによっても変わってくる。例えば、大規模農家Aは土地代ではなく草刈り等の管理料として5,000円を支払われている。資料3も実際の契約状況を反映しているため参考にするべき。そういった事例を地区で正確に反映し実際の契約状況、使用貸借が多いのか賃料が多いのかも把握して、窓口や農地最適化推進員などが資料を基に具体的に説明できることが求められていると思う。

E委員：資料4の賃借料情報集計から突出した数値を平均値から外すことはいいと思う。資料5は大規模農家、認定農家と営農組合で経営規模が違うから収益性も変わるため、賃料に反映されるものが違うというようにも見受けられる。経営規模の大小はあっても水稻の収量はそこまで差はないだろう。営農組合や担い手農家が頑張っているから農地所有者も理解を示すべきと説明できる話ならしょうがない。例えば、A集落は平均が5,000円、B集落が10,000円なら集落間でその差の要因を突き詰めることは可能だろう。資料4が比較対照できるようになればいい。その差の理由がわかれば説得力があり納得もできる。

A委員：令和4年に集落で作成した資料（資料3：水田10a当たり経費明細）は、今見ても同程度の経費がかかると感じる。当時の生産費からは肥料やロータリーすきの値段も上がっているが、今後上がるのに対し令和7年産の米価格は令和8年産では見込めない。米価が15,000円程度になれば賃借料を払えるかもしれないという意見も農家からはある。10年後は多様な担い手が76%を担うだろうという数字がある。一方で認定農家などが残りの24%を担うと考えた場合、地域の農家を潰すのかという話になると思う。赤字を出してでも耕作してもらえない人がいる、それを地権者が支えることは当たり前だと思う。多様な担い手にしてもらえないと集落の農業を守ることはできない。今担っている人をどう盛り上げていくかということ。

E委員：農地を受け継いでいく若い方々の気持ちはどうなのか。そもそも農地をもたないで

おこうという話が出なかったのか。

A委員：1人は農地をもちたくなと言われて売却された。農地を先祖から受け継いだから次の世代へという考えはないと思う。農振地内の農地はどう守っていくかという話も出た。近所の人に耕作を頼めるなら頼みたいという人がほとんど。最近では65歳から70歳まで仕事を続ける時代になり、定年後に農家をしようとする意向は感じられない。

F委員：10年後、希望が持てない田んぼはどうすればいいのか。耕作者が土地を取得し、水利費や税金も払って農業経営をすればいいのではないのか。

A委員：地権者が一反の農地を管理するのにかかる費用は、草刈り、水路管理、耕運、固定資産税や水利費などで30,000円から32,000円かかる。春の耕運を含めると11,000円の追加経費がかかる。この状態で農振地の田を誰が耕作するのか。一般の多様な担い手ではここまでできない。多様な担い手や集落農業をどう守っていくのかという話である。

G委員：「小作契約変更のお願い」の文書が一人歩きしている。認定農業者連絡協議会等の団体で文書内の「小作料の廃止」についての文言を取り下げ、地権者に提示しなすことを検討している。自治会、農会、担い手で話し合う場を持つことは必要だと感じているが誰が音頭を取るのかは未定。地権者と耕作者で認識の違いは結構ある、資料を活用して地権者と話をするべきと思う。

会長：新たな文章については早い段階でされるのか。

G委員：そうですね。

C委員：「小作契約変更のお願い」内の《令和7年4月からの取決め》に列挙されている4点の考え方をしっかりとみなさんに示さないといけない。なぜ賃借料が0円なのか、草刈り・水利費はどうするのか、考え方を明確にしないとけない。

会長：明確にするとはこの検討会でということか。その考え方の発出先はどこになるのか。

C委員：賃料0円の理由、賃料を払いたいがこんな理由で払えないなどが文書でまとめられたらよいし、市長に対して「検討会ではこう考えた」と示せたらいいと思う。賃料や草刈り、水利についてはこのように考えたということをまとめる。

H委員：当事者同士で話し合うために現状がどうなっているかという資料は素晴らしい。資

料を公開してこれを基に双方で話し合うことがいいと思う。ちなみに使用貸借契約に物納を含めることはおかしいと思うがどうか。

事務局：第1回検討会の資料で物納は賃借料として整理していたが、農林水産省が出す兵庫県下の米の取引価格を参考に金額換算して賃借料としていた。その際の実勢価格でないなら物納は賃借料から外すべきという意見があった。それを受けて使用貸借契約に加えた。令和7年度からは機構契約となり物納による貸し借りは把握できないため、今後は使用貸借と賃借で一反当たりの金額のみの集計となる。

D委員：資料3「農地賃料のあり・なしの状況」の賃料ありのなかで物納が何件と記載されている。機構としては金額での集計しかできないが、市に提出される貸し借りの申出書から物納の情報を集計することは可能。

事務局：機構契約を締結する際の前段で提出される申出書の中で物納に関する記載があれば集計することは可能である。

会長：今回取りまとめた資料などを地権者、窓口等での賃料に関する相談への対応、農会長会などでどのように使っていくのか。事務局として今後の進め方に考えはあるのか。

事務局：今回「農地の貸し借りの合意形成を支える2本の柱」について示した。個人が相談した際に市や農業委員会で提供する情報、地域に対しルールや市内の取引状況を示す情報、個人と組織に対して想定している。これまで窓口相談される個人に対し、地区ごとの賃料や草刈り、水管理の情報が示せなかったが、当資料を示すことでの不安の解消が狙い。詳細があることで共通認識を図るための個人に対するものが一つ。2つ目は地域のリーダーである農会長や農業委員、担い手などへは市内の事例を併せて提供する。この2本柱で当事者間の契約を円滑化したいと考えている。そのためには、実態をしっかりと共通認識してもらうこと、関係法令も理解いただいたうえで相談していただき円滑化を図りたい。

会長：農会長会で説明を行うのか。担い手に対しては説明をするのか。

事務局：時期は未定だが農会長会などで詳細な情報と取引事例を用いて説明する。認定農業者が集まる場での情報提供も考えている。生産組合協議会でも情報提供をしていく予定である。

I委員：今回の資料は集落単位でまとめてあり非常に貴重だと思う。今後は年1回でも情報を更新して活用できればいいと思う。資料6で提供されている「農産物生産費統計」の米生

産費の資料は詳細なデータで分かりやすい。賃借料等を決めるのはあくまで相互の話し合いしかない。行政から明示することはできない。今回の検討会の資料をもって話し合いをしていくしかない。

J委員：本日の検討会はよかったと思う。資料2にある「客観的なデータ」がまさにそうだろう。第1回検討会前に市外の所有者から個別意見があったと思うが、各集落のデータはHP等で公表できるのか？

会長：HP等での公表はできると思うが事務局はどう考えているか。

事務局：資料3について令和7年4月から9月と半年間のデータしかなく少ないため、わかりやすく整理をしてHP等で公表するよう検討したい。

副会長：貸し手に理解してもらうことが大前提である。地域面積や農地条件によっても左右される。それを踏まえて考えてもらうため、そういったことがわかる文言を資料に追記して理解を促すことがいいと思う。草刈り等についても地域で話をしてもらう。

F委員：賃料0円の雰囲気が出ているが、貸し手の理解がないと貸し借りはできない。一方で耕作してもらわないと続けられない。水利や草刈りなどこういった経費がかかるため一部負担してもらわないと賃借料の支払いが難しいという説明が欲しい。自治会と認定農家が話し合いをすることが必要。個人で話し合いをすると不満が残るため、話し合いの仕方も市として助言してもらえると嬉しい。

A委員：賃料0円が先行して当検討会の話が進んでいるとは思っていない。JAから委員も来ているが、100%作業委託した場合の肥料や作業料金の最新情報を提示してほしい。

事務局：担い手として永遠ではない。貸主としては担い手が変わっても耕作しやすい環境を整えておくことが大切。地域で様々なことに関してルールを整理し準備しておくことが大事だと感じた。市と農業委員会で役割分担をして今後の施策に取り組んでいきたい。

以上